

早朝見守りサポート利用規約

第1条 目的

本利用規約は、早朝見守りサポート(以下「早朝見守り」という。)の円滑な運営を図り、深津小学校在籍児童、保護者の福祉的ニーズに応え、保護者同士の共助を原則として、子どもたちを安全に見守ることができる環境を提供することを目的とする。

第2条 実施主体

早朝見守り実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する。

第3条 実施場所

深津小学校図書館とする。緊急対応時には、ぽかぽかルームを利用する場合がある。
また、ぽかぽかルームは実行委員会、見守りさん、マネージャーの控室とする。

第4条 利用対象と選考

深津小学校在籍の児童とする。
保護者の就労等により、早朝の見守りを必要とする家庭を優先する。

第5条 実施日と時間

深津小学校登校日の午前7時45分から午前8時15分までの30分間とする。

第6条 定員

40～100名程度とする。超過した場合は柔軟に対応する。

第7条 利用方法

- ①利用区分：年度ごと、学期ごと、月ごとのいずれかの登録とする。
- ②登録方法：メールにて仮申込後、利用料支払い時に利用申込書(自署)を提出し、本登録とする。
- ③利用料：利用料は、利用人数に応じて変動するため、別途お知らせする(別途料金表)。
- ④支払方法：現金にて行う。

第8条 実施内容

- ①安全確保：見守りさんを2～3名配置し、児童の安全確保に努める。
- ②見守り：図書館を提供し、読書や自主学習をしながら、いすに座って静かに過ごせるようにする。

第9条 早朝見守りサポートスタッフ

- ①実行委員(管理者)：実施全体に係るサポート
- ②マネージャー：申込受付、登録証発行、利用料収受、見守りさんシフト調整、手当支払い、初期トラブル対応など
- ③見守りさん：月2回程度の見守り(回数は要相談)。1日2～3名配置。保護者、地域から募集。
手当は1回500円。見守り時にお子さんを連れてこられる場合、その利用料は必要なし。

第 10 条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、見守りの途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 登録証を保持していない場合。
- ② 児童の病状等により、見守ることができないと判断した場合。
- ③ 深津小学校警報発令時の対応に従い、自宅待機となる場合。
- ④ 感染の流行等により、他の児童への影響が高いと判断した場合。
- ⑤ 本利用規約を遵守しない場合。

第 11 条 保護者の責務

児童の保護者は、次の各号の責務を果たすこと。

- ① 児童の登校は、通学路を守り、保護者の責任において行うこと。
- ② 本サービスを利用する間、連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第 12 条 入校門と学内経路

早朝見守り利用の際は、西門通用口より入校し、学校敷地内は決められた経路（別途経路図）を通り、図書館に入ること。実施場所以外の施設を勝手に利用しないこと。

第 13 条 利用中の怪我

早朝見守り中に児童が怪我をした場合は、応急処置を施し、必要に応じて保護者へ連絡する。応急処置の内容は、絆創膏を貼るなどの応急処置のみとし、応急処置セットを準備する。

第 14 条 緊急時の対応

緊急事態が発生した場合には、深津小学校緊急時対応（地震、火災、災害等）に従い、適切な措置を講じる。保護者連絡が必要な場合は、見守りさんからマネージャーを経由して連絡する。

第 15 条 秘密保持

収集した個人情報は、目的に沿って利用し、個人情報保護の重要性を認識し、厳重に管理します。

第 16 条 実行委員会の責務

「第 8 条 実施内容」、「第 13 条 利用中の怪我」や「第 14 条 緊急時の対応」を忠実に行うが、その他不測の事態等においては、実行委員会はその責任を負わない。

第 17 条 利用規約の改定

本利用規約は、必要に応じて変更することができる。

第 18 条 附則

本規約は、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から施行する。